

議題 1

千葉県動物愛護推進員の 委嘱及び活動支援について

1 千葉県動物愛護推進員の委嘱について

令和6年7月15日付けで72名の候補者に対し千葉県動物愛護推進員の委嘱を行いました。
任期は令和9年7月14日までとなっています。

(1) 関係法令

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

(2) 委嘱状況

平成30年度	令和3年度	令和6年度
69名	73名	72名

(3) 委嘱 地域別人数 （令和6年度）

習志野保健所	4名	市川保健所	10名	松戸保健所	8名
野田保健所	4名	印旛保健所	4名	香取保健所	2名
海匝保健所	1名	山武保健所	2名	長生保健所	3名
夷隅保健所	1名	安房保健所	2名	君津保健所	7名
市原保健所	2名				
千葉市保健所	10名	船橋市保健所	7名	柏市保健所	5名

2 令和6年度動物愛護セミナー（別紙1 参照）

県民の動物愛護に対する関心と理解を深めることを目的として、毎年、様々なテーマで動物愛護セミナーを開催しています。広く県民への動物愛護に関する普及啓発を図ると同時に、動物愛護推進員やボランティアの資質向上の場にもなっています。

当日は、68名の来場があり「地域猫活動に関する手引き～動物愛護推進員からのアドバイス～」をテーマに、地域猫活動の実践に参考となる体験や教訓について、講演や意見交換を行いました。

また、第1部については、令和7年2月14日から3月28日まで、「千葉県公式セミナーチャンネル」でオンライン配信を行いました。

3 啓発資料等の制作と動物愛護推進員等への配布等（別紙2 参照）

動物の愛護と正しい飼い方に関する県民への啓発資料等を制作するとともに、動物愛護推進員の活動の一助としてもらうため、要望に応じて配布しています。

昨年度は、以下の啓発資料等を制作しました。

- ・愛護センターのロゴマーク入りの啓発資料

トートバッグ、リーフレット、うちわ、ステッカー等の各種ノベルティを制作し、イベント等で配布しました。

- ・人とねこの共生ガイドライン実践版 地域猫活動に関する手引き
～動物愛護推進員からのアドバイス～

動物愛護推進員に実施したアンケート調査等をもとに、千葉県動物愛護管理推進協議会「飼い主のいない猫対策作業部会」において、「人とねこの共生ガイドライン実践版 地域猫活動に関する手引き ～動物愛護推進員からのアドバイス～」について検討しパンフレットを作成、県内保健所、市町村動物愛護担当部局及び希望のあった動物愛護関係団体に配布しました。



4 動物愛護推進員活動報告書（別紙3 参照）

活動報告書においては、多頭飼養・地域猫・飼い主の高齢化・災害対策・費用等の動物に関する問題、行政に対する要望・意見等が提出されました。

動物を飼養するに当たり、必要なマナーやしつけに関する問題として、基本的な動物飼養に関するルールやマナーの理解が不足している飼い主の問題や、しつけが適切にできないまま飼養されている動物に関する意見が挙げられており、引き続き啓発資料等の制作を行うとともに

動物飼養者に対して動物の適正飼養に関する普及啓発を行っていきたいと考えています。

また、高齢者の飼い主によるペットに関する問題、飼育放棄、多頭飼養崩壊等の問題について、多頭飼養崩壊についての防止策の検討、社会福祉担当者等からの動物に関する問題が大きくなる前の情報共有（情報提供）、公営シェルターの必要性等が解決策として提案されています。